令和７年第２回豊頃町議会臨時会会議録

令和７年５月１２日（月曜日）

◎議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３	承　認　第　２　号	専決処分の承認 （令和６年度豊頃町一般会計補正予算（第１０号））
日程第　４	議　案　第　２　５　号	豊頃町税条例の一部改正
日程第　５	議　案　第　２　６　号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（９名）

１番　小笠原　玄　記　君	２番　後　藤　孝　夫　君
３番　岩　井　　明　君	４番　杉　野　好　行　君
５番　藤　田　博　規　君	６番　大　崎　英　樹　君
７番　大　谷　友　則　君	８番　坂　口　尚　示　君
９番　中　村　純　也　君	

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	按　田　　武　君
副　町　長	菅　原　裕　一　君
教　育　長	中　川　直　幸　君
総　務　課　長	熊　谷　雅　美　君
企　画　課　長	小　野　直　人　君
住　民　課　長	加藤さおり　君
福　祉　課　長	鏑　木　政　洋　君
産　業　課　長	齋　藤　　学　君
施　設　課　長	山　崎　勝　巳　君
会　計　管　理　者	大長根典子　君
農業委員会事務局長	林　谷　一　徳　君
教育委員会教育課長	森　　直　史　君

総　務　課　参　事　　江　口　　孝　君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長　　山　田　良　則　君

庶　務　係　長　　三　島　佑　里　奈　君

午前１０時００分　開会

◎　開会宣告

●中村議長　ただいまから、令和７年第２回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎　開議宣告

●中村議長　これから本日の会議を開きます。

◎　町長就任あいさつ

●中村議長　議事に入る前に、４月１３日執行の豊頃町長選挙において当選されました按田武町長から、町長就任のあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長　ただいまお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

さきの豊頃町長選挙におきまして、多くの町民の方々や各層、各団体から温かいご支援、ご支持をいただきまして、無投票当選をさせていただきました。去る４月２３日から引き続き町政を担わせていただいております。誠に感謝に堪えない限りでございます。しっかりと心引き締めて任にあたらせていただきます。

顧みますと、私が初当選した４年前は、新型コロナウイルス感染拡大の最中でありまして、その対応に奔走したこと、病院の医師の確保、そして赤潮への対策などから始まりまして、感染拡大収束後の対策や国際情勢不安定化による円安、そして物価高騰などへの対応、防災対策など、町民や地域産業を守るための施策を展開してまいりました。

しかしながら、少子高齢化や急速に進む人口減少問題など自治体を取り巻く環境は、依然として厳しさを増しております。本町は健全財政とはいえ様々な課題を抱えており、これらの解決に向けて、２期目にあたっても「みんなが主役、一人ひとりが大切」を第一に、粉骨砕身の覚悟で努めてまいります。

そして、町政の伸展には議員各位の協力なくして叶うものではありません。どうかこれからも、町民と一体となった協働のまちづくりを進める上でも、なお一層のご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

結びとなりますが、議員各位の益々のご活躍を念じ申しあげ、また、私も「覚悟と行動だけが未来を変える」という言葉をもって豊頃町を前に進めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

今後ともどうかよろしくお願いいたします。

（ 拍 手 ）

●中村議長　これで町長就任のあいさつを終わります。

◎　会議録署名議員の指名

●中村議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、４番杉野好行議員及び６番大崎英樹議員を指名します。

◎　会期の決定

●中村議長　日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日１日に決定いたしました。

◎　承認第２号

●中村議長　日程第３　承認第２号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長　議案書９ページをご覧ください。

承認第２号　専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年度豊頃町一般会計補正予算（第１０号）を令和７年３月２８日専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第１０号）、１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において道営農地整備事業負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，４２１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億４３６万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

１６ページをお開き願います。

なお、共済費の補正につきましては、共済組合負担金のうち基礎年金拠出金の負担率が令和６年４月に遡及して引き下げられたことに伴う減額補正がおもなものであります。

１款議会費１項議会費から８万３，０００円を減額。

２款総務費１項総務管理費において、３目財産管理費に基金積立金１億３，０１５万５，０００円を追加するなど計１億２，７１５万１，０００円を追加。

１８ページ、３款民生費１項社会福祉費から２３万７，０００円を減額。

２項児童福祉費から５５万円を減額。

４款衛生費１項保健衛生費から２５万４，０００円を減額。

５款農林水産業費１項農業費において、２０ページ、４目道営事業費から道営農地整備事業負担金７１万７，０００円を減額するなど計１１２万２，０００円を減額。

６款商工費１項商工費から５万９，０００円を減額。

７款土木費３項住宅費から５万円を減額。

２２ページ、８款消防費２項災害対策費から５万２，０００円を減額。

９款教育費１項教育総務費から５３万３，０００円を減額。

次に、歳入につきましては、８ページをご覧ください。

２款地方譲与税１項自動車重量譲与税から３７０万６，０００円を減額。

２項地方揮発油譲与税から１６４万６，０００円を減額。

３項森林環境贈与税に１２５万２，０００円を追加。

３款利子割交付金に５万８，０００円を追加。

４款配当割交付金に７８万８，０００円を追加。

５款株式等譲渡所得割交付金に１６９万６，０００円を追加。

１０ページ、６款法人事業税交付金に２７万２，０００円を追加。

７款地方消費税交付金に８０５万２，０００円を追加。

８款自動車税環境性能割交付金から４０７万２，０００円を減額。

９款地方特例交付金から１０２万１，０００円を減額。

１０款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて１億１２９万３，０００円を追加。

１１款交通安全対策特別交付金に６，０００円を追加。

１２ページ、１２款分担金及び負担金１項分担金から道営負担事業２４万７，０００円を減額。

１４款国庫支出金２項国庫補助金に臨時道路除雪事業補助金２，３００万円を追加するなど、計２，２７７万５，０００円を追加。

１５款道支出金２項道補助金から次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金

９万２，０００円を減額。

１６款財産収入１項財産運用収入に基金積立金利子１万円を追加。

１７款寄附金からふるさと応援寄附金１２３万７，０００円を減額するなど計１１０万７，０００円を減額。

１４ページ、２１款町債から道営農地整備事業１０万円を減額。

次に、第２条、地方債の補正につきましては、４ページ、第２表地方債補正をご覧ください。

公共事業等債の限度額を５，７５０万円に改め、地方債限度額の総額を５億９，９６５万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから承認第２号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、承認第２号は、承認することに決定しました。

◎　議案第２５号

●中村議長　日程第４　議案第２５号　豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長　議案第２５号　豊頃町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書によりご説明いたします。議案説明書１ページ、説明第１号をご覧ください。

はじめに、改正の主旨でありますが、本案につきましては、本年度の税制改正にお

いて、地方税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）ほか関係する政省令等が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

１ページ、第１８条及び第１８条の３の改正は、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した政省令に伴う改正であります。

第３４条の２、第３６条の２第１項、第３６条の３の２第１項及び第３６条の３の３第１項の改正は、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備であります。

２ページ、第８２条及び第８９条第２項の改正は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う改正であります。

附則第１０条の２第１項、第２項及び第２０項の改正は、わがまち特例による固定資産税の特例措置について、国の示す参酌値に改正及び項ずれの反映であります。

附則第１６条の２の２の改正は、法律改正に合わせて加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設に伴う改正であります。

そのほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正など関連する法令等の改正による条例改正となります。

附則といたしまして、第１条には施行期日を、第２条から第６条までは経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第２６号

●中村議長　日程第５　議案第２６号　豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長　議案第２６号　豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきまして、別紙議案説明書によりご説明いたします。議案説明書３ページ説明第２号をご覧ください。

はじめに、改正の主旨でありますが、本案につきましては、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令１１９号）が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてでありますが、第２条第２項の改正につきましては、基礎課税額の限度額を現行の６５万円から６６万円に、第２条第３項の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の２４万円から２６万円にそれぞれ引き上げるもので、基礎課税額の限度額６６万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額２６万円、介護納付金課税額の限度額の１７万円を合わせ、国民健康保険税全体の課税限度額が合計１０６万円から１０９万円となります。

次に、第２３条第１項の改正につきましては、低所得者世帯にかかる国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を５割軽減で現行の２９万５，０００円から３０万５，０００円に、２割軽減で現行の５４万５，０００円から５６万円にそれぞれ改正するものです。

適用期日につきましては、いずれも令和７年４月１日であります。

なお、附則として、第１項には施行期日を、第２項には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年２月１２日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、改正案どおり答申されておりますことをご報告させていただきます。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

◎　閉議宣告

●中村議長　これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎　閉会宣告

●中村議長　これで令和７年第２回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前１０時２０分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名します。

議　　長

署名議員

署名議員